

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
（鉄電）二九三五、六（公衆）〇四七二（22）七二〇七

千葉の団交拒否弾劾!!

千葉運行部の

スト権確立で反撃し
団交の場にひきずりだすぞ

☆☆☆☆

分割・民営化移行後三カ月が経過したが、千葉運行部は団体交渉を一切拒否し、一方的な施策を強行している。憲法や労働三法をも無視した不当労働行為を断じて許さず、職場から反撃のたたかいに決起し、出向組合つぶしの攻撃を打ち破ろう。

☆☆☆☆

団交を一切拒否する千葉運行部

明確な法律違反だ!

動労千葉は、四月一日以降、当局施策の問題点等について、八回にわたる申し入れを行い、団交による解決を求めてきた。

憲法と労働組合法は次のように定めている。

申二七号は、職場に小集団なるものを組織し、増収活動、便所掃除を「自発的」と称する明けや公休を使ったタダ働きをもつて強制し、これを勤務成績に反映せるとする点について。

日本国憲法第二八条（労働者の団結権）

申二八号は、夏季輸送に伴う要員、年休、作業内容の変更等、労働条件にかかわる問題点について。

労働組合法第七条（不当労働行為）

申三十、三三号は、「塩基性クロム酸塩」等の毒物による人体への影響等、危険性の高い貨車解体作業の強制、一方発令と、危険性を隠して一方実施した殺人的行為について。

使用者は、次の行動をしてはならない。

申三一号は、団体交渉拒否の理由を明らかにし、すみやかな団交開催について。

二項 使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなく拒むこと。従って、当局の団交拒否は明確に法律違反であり、不当労働行為なのである。

人間性をも無視する運行部

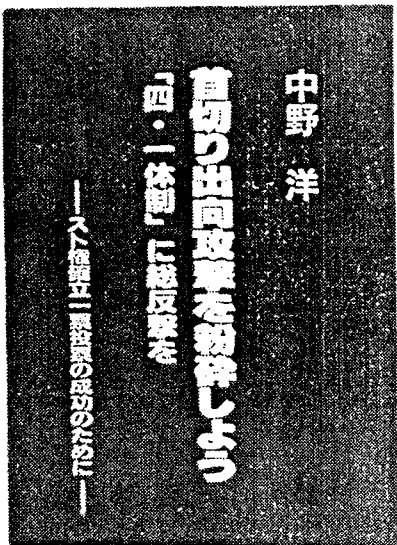
職場から反撃に転じよう

当局は労働条件にかかわる問題、まして人間の生命にかかわる問題等について、当然にも団交による解決を申し入れたにもかかわらず、「団交事案ではない」「労働条件の変更ではない」と強弁し、揚句の果てには「労働協約がない」「かつては力関係でやったこと」といひなし、「見解」を示すのみで団交を拒否している。

当局は憲法や労働組法と、社内の労働協約、就業規則のどちらを優先するのか、という追及に対して「憲法、労働三法です」と渋々回答したが、実際は全く逆のことをやっているのだ。これは、鉄道労連を先兵にし、国労指導部の屈服によるカサにかかった攻撃である。動労千葉は職場から反撃に転じ、出向攻撃にはストライキも辞さず闘い、必ずや当局を団交の場にひきずり出すまで闘いぬく決意である。スト権投票を圧倒的に成功させよう。

出向攻撃粉碎への
強力な武器ができた

出向攻撃とはいかなる攻撃なのか、これに対して労働者はいかに闘うべきかを具体的にまとめあげたパンフレットです。このパンフレットで学習し、出向攻撃粉碎のスト権一票投票を成功させよう。



中野 洋

最初の出向攻撃を断つ

「出・一を断つ」は反撃を

——入会者には二枚の返しの返す——